住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請に必要な書類

※以下に示す書類は全てセーフティネット住宅情報提供システムを通しての提出が可能です。 (書面での提出は原則不要です。)

	申請図書類	備考
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書	別記様式第一号 ※セーフティネット住宅情報提供システムのホームページからアカウント登録を して頂き、ID・パスワードを取得後、手順に従い必要事項を入力し、情報確 定してください。
2	間取り図	居室番号・面積の概要・設備を表示してください。
3	誓約書(様式第1号)	・登録を受けようとする者等が欠格要件に該当しない旨 ・構造が省令第12条第1号(消防法・建築基準法・耐震性)の基準に適合する旨 ・登録の申請が基本方針等に照らして適切なものである旨 ※市ホームページでダウンロードしてください。
4	耐震性を有することを証明する書類 ※以下の①又は②のいずれかに該当する場合に提出が必要です。 ①昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合 ②次のいずれかに該当する場合 ・1~3階建てで昭和57年5月以前に竣工 ・4~9階建てで昭和58年5月以前に竣工 ・10~20階建てで昭和60年5月以前に竣工 ・21階建て以上	以下の(1)~(12)の書類のいずれか ○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合 (1)建築士による耐震診断の結果についての報告書 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方

注) 建築基準法とは、昭和25年法律第201号をいう。

建築物の耐震改修の促進に関する法律とは、平成7年法律第123号をいう。

住宅の品質確保の促進等に関する法律とは、平成11年法律第81号をいう。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律とは、平成19年法律第66号をいう。